

平成26年4月17日

会員各位

(一社)三重県薬剤師会  
医療・介護保険委員会  
委員 村上 博之

## 24時間対応薬局 連携についての注意点

平素より、会務にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回の診療報酬改定におきまして、主治医機能の評価ということで地域包括診療料（診療所又は許可病床が200床未満の病院）、地域包括診療加算（診療所）が設けられました。

当該患者については原則として院内処方を行うこととなっておりますが、診療所の場合、24時間対応を行っている薬局と連携することで「院外処方が可能」となる旨が服薬管理の項目にて定められています。それに伴い、院外処方箋を発行している医療機関が地域包括診療料等を算定する場合は、届出書に24時間対応薬局名を記載することが必要となっております。

基準調剤加算1・2を取得する際、24時間対応（オンコール体制可）が条件の1つとされています。（注：24時間開局ではありません。）実際にどれだけの該当患者があるのかは不明ですが、医療機関から協力の依頼があった場合、適切にご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

### [基準調剤加算1における24時間対応薬局連携などの注意点]

1. この連携は輪番制ではありません。したがって、連携した薬局が交代で対応する輪番制での対応は不可となっております。
2. 連絡を受けた自分の薬局で対応するのが原則です。冠婚葬祭や出張などで不在の場合、当該薬局の薬剤師が先ず電話などで対応し、処方医や患者の了解を得てから近隣の連携している薬局を紹介してください。
3. 連携薬局へ紹介する場合、予めその薬局へ連絡し、了解を得てください。備蓄医薬品の有無や、患者の治療歴などが不明のため、対応できない場合があります。
4. 連携する薬局数は10未満ですので、自分の薬局を含めて9薬局までです。
5. 一つの薬局が複数の連携グループに所属することはできません。
6. 連携している薬局の内、一つの薬局が集中して対応することは認められていません。したがって、同一グループの薬局のみで連携している場合につきましても、本部一括で対応することは不可となっております。
7. 診療報酬点数表（医科）の24時間対応薬局と調剤報酬点数表（調剤）の24時間調剤薬局の定義は同じです。（注：24時間開局とは別となります。）
8. 施設基準（基準調剤加算1・2など）を算定している保険薬局名等の情報は公開されます。

以上